

### 3 一珠会入会の手順

ご入会は随時受け付けております。

#### ① 当寺墓地の檀家様

当寺に『永代供養申請書』を記入提出し、時を置かず、お墓を解体・返還し、永代供養を望まれる場合は、墓地解体工事費を石材店に直接お支払いください。また将来的には永代供養を望むが、墓地の解体・返還はまだ、先に（例えば、申請者のご逝去後、など）という場合は、前もって『申請書』とともに墓地解体工事費（申請時の石材店の見積額）を当会がお預かりします。但し、お墓がまだ当山墓地にある限りは、今までと同様、年間墓地管理費の納入やお墓の中のご先祖のご供養など、通常のお檀家としてのお勤めをお願い申し上げます。ご指定の時期に墓地の解体を実行し、永代塔にご遺骨を埋葬後は、当会がご供養を勤めさせていただきます。

墓所解体工事費は、お墓の大きさ・石の質・構造によって異なりますが、一般的な例として、3×3尺のお墓の広さの御影石の墓石で、15～18万円位です。

#### ② 信徒の皆様

『永代供養申込書』の記入提出と所定の納入金をお納め願います。また既に霊園墓地に埋葬されているご遺骨の移動には、現在の墓地所在の役所が発行する『改葬許可書』が必要です。

#### ③ 新規入会会員の皆様

常仙寺を菩提寺とし、当会規約の遵守をお約束いただける入会希望者は『入会誓約書』の記入提出、既定の納入金をお納め願います。同時に当会から『入会許可証』（永代塔使用許可書）を発行します。

#### 【会員の皆様へのお願い】

家単位でなく個人での入会を基本とした当会では、故人が会員であることをどなたもご存じなく、ご葬儀や埋葬ができないことがあります。ご遺志を無にしないために次の事をお願いしております。

#### 1. 必要時にご本人に代わって当会との連絡を取って下さる方(代理人)のご登録

#### 2. 入会后、ご本人の住所や代理人の変更があったときのお届け出

それでも、ご逝去まで長い月日があります。周囲の方々に当会会員であることを折に触れ、お話しされることをお勧めいたします。

それぞれ皆様には、一珠会会員になられた時点で、当供養塔をご自身のお墓として、また同じ会員のお墓としてお参りいただきたく存じます。そして当会会員として益々の信心の養成にお勤め願います。

常仙寺住職